

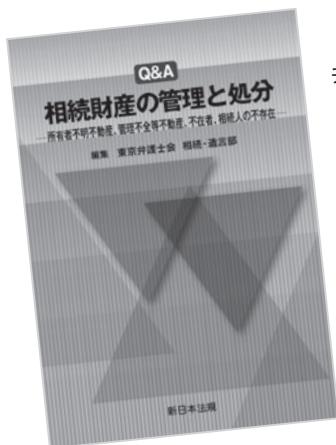


こんな活動しています～法律研究部・同好会～

vol.9 相続・遺言部

明るく和やかな雰囲気で～相続・遺言部～

会員 仲 隆 (44期)



2025年6月、東京弁護士会相続・遺言部を編者として、部員有志により「Q&A相続財産の管理と処分」(新日本法規)を執筆し、発刊に至りました。

相続法は、2018年と2021年の2度

の民法改正により大きく変貌しましたが、2021年の物権法改正においては、

- ① 共有に関する「変更」「管理」「保存」の概念整理
- ② 所在等不明共有者がある場合の変更・管理に関する対応規定の新設
- ③ 共有物の管理者の新設
- ④ 共有物分割手続の整理
- ⑤ 所在等不明共有者の持分の取得と譲渡制度の新設
- ⑥ 所有者不明不動産管理制度の新設

がなされたほか、従前の解釈上の通説や最高裁判例あるいは解釈上争いのあった部分が明文化され、将来の相続実務に大きく影響を与えることが予想されています。こうしたことから、上記図書の執筆に取り組みました。いわゆる空き家問題（令和5年住宅・土地統計調査によると全国の空き家の総数は約900万戸）にも資することを願っております。

さて、相続・遺言部は、判例研究と事例（部員の受任案件）研究を中心とした定例部会を月1回（8月を除く）行い、ときおり部員有志で図書を執筆しています。

昭和の時代から、コロナ禍を除き、休部することなく真面目に勉強していますが、当部の特徴は、部員が好き勝手に意見を言うことができる点にあります。そういうこともあって、私自身、1995年に相続・遺言部に入部してから、今日まで継続して出席していました。定例部会には一桁代から70年代まで幅広く参加しております。弁護士実務に直結する部会ですので是非ともご参加ください。

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね



LIBRA飯



※2022年4月号参照